

『京都民俗』第四〇号 抜刷
京都民俗学会 二〇二二年

《研究論文》

伊勢大神楽の支配頭と太夫組織

黛 友明

《研究論文》

伊勢大神楽の支配頭と太夫組織

黛 友明

はじめに

本稿は、幕藩体制下における伊勢大神楽について、「伊勢大神楽支配頭」の存在に着目することで、江戸期における支配や藩、地域社会との関係を検討するものである。

伊勢大神楽とは、狭義には獅子舞と放下芸という芸能のことを指すが、広義には檀那場の家々を巡って悪魔祓いや配札といった活動全般およびその担い手を意味する。江戸初期にはその存在が確認でき、黒川道祐『日次紀事』卷之一（二六七六）に正月初めに「伊勢大神楽」が来るとあり、『人倫訓蒙図彙』（二六九〇）の「代神楽」の項には「伊勢より出るといへども、伊勢にもかぎらず、此類は所々に有とみえたり」（朝倉 一九九〇・二七四）とある。ただ、江戸期を通じてその本拠地としては、伊勢国桑名郡太夫村（現・三重県

桑名市太夫）と同国三重郡東阿倉川村（現・四日市市東阿倉川）が知られていた。

伊勢大神楽の報告や概要については、堀田吉雄（堀田 一九五三、堀田編 一九六九）を嚆矢とし、鈴木（二九九九）、佛教大学アジア宗教文化情報研究所編（二〇〇八）、亀岡市文化資料館編（二〇〇九）などがある。研究としては、早くから獅子舞研究のなかで言及してきた民俗学・民俗芸能研究を中心¹⁾に、歴史学による北川央による一連の研究（北川 一九九九、二〇〇〇ほか）がある。北川は、太夫家史料や回檀先の藩政史料・在地史料を掘り起こしながら、伊勢大神楽だけではなく、各地の大神楽との関係まで踏み込むことで研究の視野を広げた。

本稿では、特に北川の成果を踏まえながら、太夫村の事例を中心に、幕藩体制下の特徴といえる「伊勢大神楽支配頭」の存在に着目する。近世史の身分的周縁論において幕藩体制

と民間宗教者の集団や支配の関係の研究がなされてきた。高埜利彦は、江戸幕府による宗教者支配として、本山や本所に よって全国的な組織化が計られた山伏・神職・陰陽師の場合 と、猿引き、歩き巫女のように頭による組織化^②「頭支配」が行われた場合があるとしている。頭支配とは、宗教者の組織が「地域的な集団に止まる場合」に「集団の権利を確保し、組織内の統制を行なう主だった者」が頭となり、組織の支配を行うことである（高埜 二〇一五 四七）。

伊勢大神楽も各地に集団があり、相互に連携していたが、支配頭は別々に存在していた。つまり頭支配に該当する。太夫村では、所在する桑名藩の領主によって支配頭が任じられ、神職の本所である吉田家の支配を受けた。しかし、伊勢大神楽の太夫たちはその配下でありながら、異なる本所をもって活動していたことが明らかにされている。本稿では、支配頭の検討を通じて、しばしば回禮活動を中心論じられることの多い伊勢大神楽が、桑名藩や地域社会とどのような関係にあったのかを明らかにし、支配頭と太夫たちが必ずしも同質でない部分を指摘したい。

なお、特に断りのない限り、「桑名市立図書館蔵」の史料は同館ホームページ「歴史の蔵 デジタル化資料」に公開されているものである^③。また、翻刻は適宜読点を施し、旧字や変体仮名は一部を除き改めた。紙幅の都合上、本文の改行を



写真1 神講（増田神社、2014年12月23日）

祭事が行われていたという（近藤編 一九五九 五八五）。さらにこの日には伊勢内宮御師であった荒木田孫福館太夫が太夫村を訪れて、回禮で配布する神宮大麻を渡していた（北川二〇〇二）。このことは、伊勢大神楽が伊勢神宮と間接的ではあれ、関係を結んでいた証拠として注目されてきた。しかし、太夫組織と桑名藩や地域社会の関係を考えるうえで、本稿が注意したいのは、江戸期において増田神社の祭祀を行っ

詰めた場合は「」で示した。

一 太夫組織と支配頭

（一）太夫組織の性格

現在の伊勢大神楽は、宗教法人伊勢大神楽講社（以下、講社）を中心に行われている。講社には山本源太夫組、森本忠太夫組、山本勘太夫組、石川源太夫組、加藤菊太夫組という五つの組と紀州支部山城修社中が所属しており、山本源太夫が代表を務めている（二〇二一年時点）。「組」は、太夫名を世襲する太夫^④親方と、その下で働く子方によって構成されている。子方は、男性であれば資格を問わないが、かつては太夫家の縁戚者や太夫地区周辺の次三男、回禮地域から参加する者が多かったようである（黛 二〇一四）。このように独立した各組が集まって講社を結成している。

伊勢大神楽は、毎年十二月二十四日に太夫地区の増田神社で総舞と呼ばれる上演の機会があることが知られている。増田神社は、江戸期から伊勢大神楽の担い手が奉仕してきた神社である。ただ、このような総舞が行われるようになったのは、一九五四年に三重県無形文化財指定以降のこととされ、それ以前は各担い手が太夫たちに「実力の査定」を受けられる機会だったという（北川 二〇〇二 一一〇）。

ていた桑名村神主^⑤支配頭の存在である。

太夫村の鎮守は八幡宮であり、増田神社はその境内社であった。その神主が太夫村神主であり、伊勢大神楽の太夫組織を支配していた。北川の研究に基づいてその組織の概要を整理したい（北川 二〇一〇、二〇一一）。

太夫村、東阿倉川村の太夫たちは、その村の神主が支配頭となり、別々の支配を受けていた。さらに、東阿倉川村から江戸に下った担い手たちは寺社奉行に命じられた江戸支配頭である佐藤家の配下となり、「伊勢方」と称されるようになる。三河の大神楽も江戸支配頭の配下であったが、文化四（一八〇七）年に土御門家の配下に変わった。つまり、江戸・三河・伊勢の大神楽は交流が確認できるが、支配は別となっていたのである。

次に、太夫村の支配頭と太夫たちの関係を確認したい。「神祇道一札之事」（寛政五（一七九三）年）は、「立坂神社増田太明神神主」「太神楽神繩頭」（支配頭）の山本伊豆守が、「諸州」宛に山本源太夫が自身の配下であることを記した史料だが、山本源太夫の肩書は「伊勢桑名郡太輔村立坂神社増田太明神社職」となっている。山本伊豆守については後述するが、太夫村神主である。

さらに太夫宛の吉田家の許状には「増田大明神下社人」とあるが（北川 一九九九 一一四）、その文言は松本勇介のい

文化十三年
子十二月

森本長太夫(印) / 森本忠太夫(印) / 大塚七太夫(印) / 山本金太夫(印) / 加藤源太夫(印) / 安田市太夫(印) / 山本長太夫(印) / 佐々木勘太夫(印) / 松井嘉太夫(印) / 岡田忠太夫(印) / 加藤孫太夫(印) / 山本源太夫(印) / 岡田忠太夫、石橋七太夫の十二にはぼ固定されていた。さらに、その配下と思われるものに佐藤弥太郎、水谷与太郎、森本五太夫の三名がいた。このことから、太夫は組織を形成し、正式に太夫名を名乗れるのは十二に限定されていたと考えられる。それは以下の史料からも伺える。

支配頭

毛利播磨正(印)

毎年連判相改書替可有之事

ここから、太夫組織は「仲ま(仲間)」と認識され、「幣頭・惣代」を中心としたものであったことがわかる。さらに支配頭の名前で、毎年連判を改めることが求められていた。「十二月」とあることから、現在の神講に相当する場が設けられていた可能性もある(北川 二〇二一 六)。

このような取り決めで太夫組織が維持されていたのは「社株」の特権性があったからである。鳥取藩内の伊勢大神楽の執行権をめぐる、加藤孫太夫と水谷与七(与太夫)が争った際に、山本伊豆守が鳥取藩の寺社御奉行所に宛てた「奉願候口上之覚」(年不詳)には、与七は「神楽方社株」を召し

う「社職風折烏帽子浄衣等許状」に相当する。これは社人、社家、神楽役など「神道裁許状を取得することができない地位にある者に出された許状」(松本 二〇二〇 五三)である。以上のことから、支配頭と太夫たちは、増田神社を介して神主と社職(社人)という関係だったことが確認できる。では、太夫組織はどのようなものだったのか。太夫村の太夫は一八〇〇年代頃から明治維新頃まで、山本源太夫、森本忠太夫、山本勘太夫、松井嘉太夫、加藤孫太夫、加藤源太夫、森本長太夫、安田市太夫、佐々木金太夫、山本長太夫、岡田忠太夫、石橋七太夫の十二にはぼ固定されていた。さらに、その配下と思われるものに佐藤弥太郎、水谷与太郎、森本五太夫の三名がいた。このことから、太夫は組織を形成し、正式に太夫名を名乗れるのは十二に限定されていたと考えられる。それは以下の史料からも伺える。

【史料1】

連中取締之事

- 一、幣頭・惣代可致尊敬事
 - 一、参会之節者、何事茂仲ま二而取きまり可致事
 - 一、仲ま之智恵不叶儀ハ、惣代相頼可申事
 - 一、会合之節者、刻限遅滞いたし問敷事
 - 一、惣代より被申出候儀ハ相背申問敷事
- 右之條々急度相守可申事

放たれたとし、増田神社の神事として毎年正月十六日、十二月十五日ほかに行われる「四季之祭祀」や、「伊勢国拾式頭之大祭」^②、桑名城での「五穀豊穰之御祈禱」に参加し自身の家名で伊勢大神楽を執行することができないとある(北川 一九九一 一〇四)。つまり、特定の神事・祭祀・祈禱へ太夫名で奉仕できることが「社株」の特権だったことになる。

以上を踏まえると、太夫村の太夫たちは太夫村神主・支配頭の配下である増田神社の社職(社人)として位置付けられ、遅くとも十九世紀初頭には「仲ま」と認識されるような組織が形成され、「社株」の特権を保持していた。

(二) 太夫村の由緒

では、太夫組織のあった太夫村とはどのような村だったのか。太夫村は、東海道の桑名の宿場から西に位置する。上野村の枝郷であり、かつては新田、上野一色、上上野村などと称していたという。江戸初期に独立して、尾張津島天王社(現・愛知県津島市)の配札等を担う津島御師の手代と、伊勢大神楽の太夫たちの居住する太夫村となった。戸数は十九世紀の記録には四十八軒となっており、このうち十二軒が太夫家であった^③。

丘陵のため、田作には不向きで畑作が中心のため「村高四六・二八石のうち田方はわずかに〇・二七五石、畑作が

四六・〇〇五石」であり、「一五〇パーセント以上の高い免率」は「農業外収入が非常に多い」ことを示しているという(平凡社編 一九八三 一一二)。廻村によって得たと思われる収入が非常に高かったと思われる。

この太夫村には、安濃津三郎が紹介した「覚」(加藤蔵家蔵)という由緒がある。このなかに太夫村の庄屋と神主が登場する。加藤蔵家は津島御師手代を務めていた家であり、控えが伝来したと考えられる。長文であるため、その内容を整理して示し、太夫村の人名は初出を太字にした(安濃津 一九六四 六〇七)。

① 山本十右衛門(私先祖)、山本市太夫が太夫村の草分けとなった。尾州津島天王の守札を配札していた。

② 慶長頃(一五九六―一六一五)に、江州佐々木氏が十右衛門と縁があったためやってきた。神職となって関東奥羽信越に配札した。そのあとにやってきたものは、伊勢神宮家の門弟となって「大神楽」として西国をまわった。

③ 本多の頃(本多忠勝・忠政、在任一六〇一―一六一七)、百姓と分けて小村ながら、師職支配として山本十右衛門、神楽支配として山本市太夫の兩人を庄屋にする。浪人の末裔ということで帯刀、土格、屋敷等無年貢であった。

④ 山本市太夫が老衰のため、江桑部城支族毛利若狭末子

である養子掣の若太夫が庄屋を継いだ。

⑤山本十右衛門が病死すると、幼少ながら十弥が十右衛門に改名して継いだ。

⑥隠岐守様（松平定行、在任一六二四～一六三五）が御所替、松平越中守（松平定綱）鎮国公、在任一六三五～一六五二の頃、松平越中守が富士山を信仰しているため、若太夫が上野富士山の神主となり、役儀御免で富士山へ代参を務めた。

⑦若太夫没後は水谷甚右衛門がその任を引き継いだ。市太夫、若太夫が「桑名春日社格別之由縁」のため社家一統として特別な扱いを受けた。甚右衛門も神職なので同様の地位となった。

⑧それから庄屋は十右衛門のみとなり、仁兵衛に譲った。その後、仁兵衛が病死すると、嫡子の市右衛門が継いだ。

⑨越中守（松平定重、在任一六五七～一七一〇）が高田に御所替、市右衛門病気のため末家の弥惣兵衛が六年ほど庄屋を務め、「私」の親の文治に譲るが、早世した。⑩「私」は十二歳だが、太夫村は、神職が多く、他の村とは異なることを踏まえ、「庄屋格外之御取扱」をこれまで通り認めてほしい。

⑪年中他国を巡回しているため、伊勢参宮の際に出くわ

すことが珍しくなく、帯刀していないと具合が悪い。「甚迷惑」し、「村方家業」のためにもならず、身上が「難渋」のため、先規の通りとしてほしい。

まず史料の成立背景を押さえておきたい。山本十右衛門を先祖とする当年十二歳となる「私」がこれを書いたのは、松平定重が越後国高田に所替となったあとであることから、宝永七（一七一〇）年に備後国福山から転封された奥平松平氏の松平忠雅（在任一七二〇～一七四六）が領主になったあとであることがわかる。史料上は「未五月」としかないが、安濃は享保十二（丁未、一七二七）年とし、北川は正徳五（乙未、一七一五）年としている。史料の性格を踏まえると宝永七年に近い北川の推定のほうが妥当だろう。

藤谷彰は、久松松平氏の宝永六（一七〇九）年の年貢割付状写と、奥平松平氏の正徳元（一七二一）年の年貢割付状を比較し、「書式・年貢率・年貢量すべてが変更されて」いることを指摘し、継続性がなく、独自の政策を展開していたとする（藤谷 二〇〇四 三七）。つまり、「覚」はこのような政策転換を受けて、太夫村庄屋が③にあるような待遇を認めてもらうように由緒を述べながら願ったものといえる。しかし、ここに記された申し出が認められたかどうかは現時点では確認できていない。

「覚」の③から、太夫村成立時に領主より支配関係が定め

られたことがわかる。そのときは、庄屋と師職・神楽支配は同一のものが見なされていた。しかし、文政期（一八一八～一八三〇）以降の記録では太夫村の庄屋と神主「山本伊豆」は分けて記載されるようになっていいることから、庄屋が①山本十右衛門の系譜だけとなったことがわかる。さらに、山本市太夫↓若太夫↓水谷甚右衛門と推移したように述べられているが、後述するようにそれぞれは神主家として明治期まで存続していた。

以下、この由緒の記述を基に神主と支配頭について検討したい。

二 太夫村神主の役割

本節では地誌、藩政史料を再検討して、太夫村神主の活動を確認する。

前述の「覚」にれば、太夫村には三名の「神職」がいたことがわかる。『桑府名勝志』（一七九八）の「六本桶」にも「元来此村ノ名ハ新田ト云ヒケルヲ越州定綱公市太夫、若太夫、甚太夫等御領内安全之祈願アリシニヨリ太夫村ト号スヘキ由ニ依テ名付侍ル」とあり、由緒と合致する。

北川は、太夫村の八幡宮神主（増田神社神主）について、毛利若太夫（伊予正・但馬・播磨正。のちに真崎と改姓）と山

本市太夫（市正、伊豆守）の流れと、水谷家があったと指摘している（北川 二〇二八）。「神社取調帳 伊勢国桑名郡」にも、神主家として水谷家と推測される「崎田省安」（藤原氏、文永年中より）、「真崎室弘」（大江姓、永仁年中より、毛利治部彦次郎より三十七代）、「山本静香」（源氏、弘安年中より、三十四代）と記載がある。

検討の前提として、桑名藩内の神職組織について触れておく。『久波奈名所図会』（一八〇二）には、「御崎春日神社」への慶安元（一六四八）年と寛文五（一六六五）年の朱印状とともに、松平定綱が社家の鬼嶋修理太夫宛に「北伊勢四郡之惣社司」を仰せ付けた正保四（一六四八）年五月十二日付「御墨印の文」を引用している。「御崎春日神社」とは、現在の桑名宗社（別称、春日神社。桑名市本町）である。三崎大明神と春日大明神を祀り、江戸期には、「桑名神社」「三崎（御崎）春日社」「春日社」などと称された。以下、便宜上、「桑名春日社」と表記する。

桑名春日社には、「郷司・石垣・佐藤・鬼島三家」という六社家があったが（近藤編 一九五九 四〇五～四〇六）、別の佛眼院（天台宗で東叡山支配）の支配を受けていた。なお、「覚」には若太夫・市太夫が「社家」として扱われたとあるが、桑名春日社の社家には含まれていない。

『久波奈名所図会』の寺社の項を参照すると、春日社別当

表1 太夫村の神社・神主一覧

西暦	和暦	史料名	神社	神主
1752	宝暦2年	『勢桑見聞略志』	—	(毛利若太夫山本市太夫 兩人長也)
1796	寛政8年序	『桑名旧記』(四)	—	(市令小太夫) (齋太夫若太夫) (若太夫市太夫)
1798	寛政10年成立	『桑府名勝志』 卷之二	富士権現、八幡社	—
1802	享和2年	『久波奈名所図会』	八幡宮 祭日8月15日 山の神社	山本市正 別宮益田大明神社司右同人
	年代不詳 (文政6年以降)	『案内雑書全』	八幡一社、増田大明神 牛頭天皇、神明、山ノ神 (富士浅間之宮)	神主 山本伊豆 外一人
1829	文政12年	『桑名藩御領分郷 村案内帳』	鎮守 八幡宮 牛頭、神明宮、増田大明神、 山ノ神、富士浅間社	神主 山本伊豆
1835	天保6年	『桑名志』	八幡宮、神明宮、増田明神、 山神社	・「太夫村伊豫大和」 ・「毛利但馬山本伊豆水谷 九十九三人代々大神楽支配 頭也」
1839	天保10年	『桑名藩村明細』	鎮守 八幡宮 牛頭天皇、神明宮、 増田大明神、山ノ神	八幡社人 毛利但馬、 山本伊豆、水谷九十九
1871	明治4年	『神社取調帳 伊勢国桑名郡』	八幡社 祭日8月15日 増田大明神社 祭日11月23日 末社(神明社、津島神社) 山神社 祭日 正月7日	崎田省安家(藤原氏) 真碓室弘家 (大江姓、毛利治部彦次郎) 山本静香家(源氏)
1872	明治5年	『伊勢国桑名郡 太夫村明細帳』	八幡宮 8月15日祭礼 山祇社 11月7日祭礼	—

※『案内雑書全』(桑名市教育委員会編『桑名藩史料集成』桑名市教育委員会、1990年)／柳本七左衛門『桑名藩御領分郷村案内帳』(桑名市立図書館蔵)／比山芳昭編『桑名藩村明細』(比山歴史文化研究所、1974年)／『明治四年 神社取調帳 伊勢国桑名郡』(明治期県庁文書L259-セ、三重県総合博物館蔵)／『明治五年 伊勢国桑名郡太夫村明細帳』(X56-1-111-44、徳川林政史研究所蔵)／それ以外は「付章 資料編」桑名市教育委員会編『桑名石取祭総合調査報告書』桑名市教育委員会、2006年。

これは、藩主が祈祷を依頼する時期とその相手である寺社・宗教者などを書き出した部分である。傍線部からは、稲荷の祭日である二月初午に「城内稲荷之社」の祈祷を太夫村神主である「山本伊豆守」(市太夫)が担い、さらに「増田大明神獅子舞」は四年に一度、「大神楽」はその時々で祈祷をしていたことが伺える。

ここで注目したいのは、山本

成就五月風雨難除祈祷申付候、城内稲荷之社二月初午之節同郡太夫村山本伊豆守へ祈祷申付候、同村増田大明神獅子舞四ヶ年目願出候付祈祷申付候、同村大神楽年々願出候へ共右者時宜ニ寄祈祷申付候様ニ御座候、朝明郡田光村猿義正五九月厩祈祷申付候。

である佛眼院と社家は明確な支配関係があるほか、修験については松平定勝が遠江国掛川藩から桑名藩に移った際に従い、御祈祷所ともなった不動院が藩内の当山派を支配していた時期があることがわかる。だが、「北伊勢四郡之惣社司」として鬼嶋家が神職を組織化していた形跡は管見の限りうかがえない。この点は今後の課題としたいが、仮に藩内の統一的な神職組織があった場合でも、本稿で取り扱う太夫村神主は管理する神社が太夫村・上野村以外に確認できず、その地位はさほど高いものではないと推測される。

(一) 太夫村の神主

地誌類を中心に太夫村神主の記載のあるものを表1に示した。ここからわかることとしては、市太夫・若太夫が中心で、水谷の名前が少ないことである。「覚」の⑦には同様の地位となったとあったが、支配頭として水谷の名前が書かれる史料はなく、後述する御車祭という祭礼の記録にも登場しないため、実際には差があったと考えられる。

時代による変化を見ると、一八〇〇年代頃を境に、若太夫・市太夫といった太夫名であった神主の名前が、「山本伊豆」「毛利但馬」といった受領名に類する名乗りになっている。前出の「神祇道一札之事」という寛政五(一七九三)年の史料でも支配頭名は「山本伊豆守」となっていた(北川 二〇一二

七)。

一方で、伊勢大神楽の太夫たちは明治三(一八七〇)年に太政官令第八四五号で国名・旧官名の使用が禁止されるまでは史料上は太夫名となっている。これは前述したように彼らが神職に準ずる身分であったことと関係している。備後奴可郡の神職の歴史の変遷を検討した鈴木昂太は、一六五〇(一七五〇)年の間に吉田家の支配が浸透し、近世中期以降、公の史料に「太夫」という名称がほとんど見えなくなると指摘している(鈴木 二〇一九 三七)。このことを踏まえると、太夫村で神主/社人の間に名乗りの差異が生じた背景には、支配頭/太夫という支配関係が背景にあるといえる。

(二) 山本伊豆守と城内稲荷社

太夫村神主は、太夫村の鎮守である八幡宮をはじめ、村内の神社の祭祀を担っていたと考えられる。しかし、他にも藩内で信仰に関わる役割を果たしていた。

年未詳だが、江戸中期以降のものと推測される『桑名上使通行次第』(神宮文庫蔵)には次のようにある。

【史料2】

一是迄御祈祷等被仰付置候寺社御座候哉、御^(原)候
三崎春日両社別当佛眼院へ例年正月祈祷申付候、桑名郡於多度社毎年正月五穀

伊豆守が祭祀していた城内稲荷社の性格である。桑名城の城内稲荷社について同時代の史料は確認できていないが、西方村に祀られた妙見社の稲荷の由緒として、城内に狐が出現したことが記録されている。山本七太夫『勢桑見聞略志』(二七五二)には、「定綱公ノトキ本丸白狐現ス、寛永十五年西縣ニ妙見社建立シ玉ヒ、江戸田安御門ノ東清水御門堤止扇稲荷社ハ産所ノ神故ニ遷祭ラル」とある。また、桑名藩の五代藩主・松平定綱時代の諸儀礼や事件等の解説と考証書とされる『定綱公御旧式書留相殘分』(一七八四)には、「一白狐掛川ヨリ桑名ニ至ル御供之事」として、「懸川御治城ノ時ヨリ奉隨桑名御入部之時ハ御本丸ノエンノ下ニマカリアリ」といい、「則白狐引移リ妙見ノ稲荷是也」と結んでいる。城内稲荷社の記載はないが、以上のように松平定綱や久松松平氏と結びついた狐＝稲荷という認識を前提にして成立した社だったと推測できる。

(三) 毛利若太夫と富士浅間社

「覚」の⑥には、若太夫が「上野富士山」の神主として、富士山への代参を行っていたとあった。これについて、地誌にも次のような記載がある。

【史料3】『桑府名勝志』(二七九八)

桑名雜記曰太夫村ニ毛利若太夫ト云者アリ、元来毛利ハ

ことがわかる。

現在も、太夫地区と上野地区との境に富士山と呼ばれる丘がある。太夫地区から南に西別所地区に下る坂も富士坂と呼ばれていた。

(四) 伊勢大神楽と太夫村神主

以上のように太夫村神主は個別に桑名藩・領主からの祈禱を担当することで一定の地位を保証されていた。このことを念頭において次の史料から、神主＝支配頭と太夫たちの関係を検討したい。

【史料6】

一札之事

一神祇道執行之儀ニ付、其元様方御世話被下享和元酉年
今新規ニ相改吉田殿末流ニ相成各様方御支配被下候処、
頭下之次第追々又組度之出入等江茂相成候処、
英十郎殿以御取喫ヲ和濟仕候、就中双方熟談之上ニ而支配相離レ候事相違無御座候、然ル上者格別為相因ニ可申
其元様方御継目料トシテ金七両式分差上可申候、猶向後
相互ニ故障無之仕度候、尤月次御祈禱之儀ハ是迄通り相
頼ミ可申候、則御初穂壹貫式百文ツ、例年神納可仕候、
且 御領主表太神楽執行之儀者是迄之通り御取斗可被
下候、為後証取替七一札仍而如件

大江氏ナレハ氏ノ租神木花開耶姫ノ命ヲ祭り侍ル、海辺ニ臨ミ且桑名城擁護ノ為ニ東向ニテ在シテ今社地ヲ別ノ所ニ移シ南向ニ建替ル其家モ今ハ断ナシトスル時ニシテ御城ノ御祈モ怠リ故実モ取失ヒケルコソナケカハシキコトナリ云

【史料4】『桑名誌』(一八三五)

富士浅間社

寛永十五年六月 大鏡院毛利若太夫ニ命セラレ駿河富士本宮ヲ再ヒ勸請シ桑城擁護ノタメ東向ニ本社ヲ建サセラレシカ高田御得替後社頭破壊セシヲ文化十三年再営ス其時社頭ヲ南向ニスト也境内ニ大鏡公御手植ノ老松一株アリ神木トス

大鏡院は松平定綱のことであり、富士浅間社が桑名城守護のために設けられたものであることがわかる。

『久波奈名所図会』中巻には「富士権現」は「上野村山上」と記されており、明治五(一八七二)年の『伊勢国桑名郡上野村明細帳』にも、

【史料5】

富士浅間社 社内東西五十三間

南北五十三間

但六月朔日祭礼

とある。この記載から、富士浅間社は上野村側にあった

慶應二丙寅年

十二軒

二月十五日

在印

山本数馬殿

真崎織部殿

「山本数馬」「真崎織部」は、すでに述べてきたように支配頭であり、「山本英十郎」は太夫村の庄屋である。「十二軒」とあるのは、前述したように太夫の数と一致する。後半部には「御継目料」(代替わりなどの際に吉田家から引き続いて官位や許状を得るための費用)や「月次御祈禱」の初穂の金額が現れ、支配頭として果たしていた役割と収入を伺うことができる。

他に関連史料が見いだせていないため、前半部は文意が判然としない箇所もあるが、重要なのは、傍線部にある、享和元(一八〇二)年に「其元様」(支配頭)の世話によって吉田家支配となったことと、そのことによって理由は不明だが配下の出入りがあったため、山本英十郎のとりなしにより、熟議の上で「支配」から離れることにしたということである。「支配相離レ」という部分は吉田家の場合と、支配頭の場合が想定できるが、史料の後半部で、「月次御祈禱」「御領主表太神楽執行」を従来通りとしたいとあることから、吉田家の支配から離れることであると解釈したい。

前述したように、太夫たちは吉田家から許状を受けてい

た。このことによつて神職に準ずる活動が保証されていたはずであった。それを拒否したのはなぜなのか。背景として

指摘できるのは、太夫たちが吉田家だけに身分・活動の保証を求めていたのではなかったことがあげられる。伊勢神宮祭主藤波家から神道伝授を受けたことを示す祭主下文(山本源太夫・加藤孫太夫)、や、加藤孫太夫には、持明院家の家来として因幡・伯耆両国への通行を認める史料がある(北川一九九九)。このような状況は、太夫たちが在地の太夫組織で連携を取る一方で、近畿・北陸・中国地方という広範に及ぶそれぞれの檀那場への通行や便宜に適した権威を求めたためだろう。結果的だったかもしれないが、吉田家も選択肢の一つであった。

しかし、その一方で、吉田家配下になることを世話した支配頭との関係は悪化させないように配慮している。これは、地域における祭祀の依頼先であると同時に、「御領主表太神樂執行」という桑名藩との関係が重要視されていたということだろう。【史料2】には大神樂は「時宜二寄」つて祈禱を申し付けるとあり、この執行は毎回受け入れられるものでもなかったものであり、藩に関わる由緒をもつ城内稻荷社や富士浅間社の祈禱や祭祀を担っていた支配頭の協力は不可欠であっただろう。太夫たちが支配頭に求めていたのは、祭祀を担う神主としての宗教的な役割と、桑名藩との関係という政治

的な役割であった。

三 御車祭と太夫村

次に、「覚」の⑦にあった「桑名春日社格別之由縁」について考えてみたい。「覚」には明記されてはいないが、太夫村神主は、この神社の祭祀に奉仕していた。北川は、『絵本名物桑名時雨蛤』を引き、「桑名祭」に太夫村の人々が武装して神霊の警固に参加していることに注目していた(北川二〇〇〇一四五)。ここでいう「桑名祭」とは、正確には現在、後期桑名祭と呼ばれる「御車祭」のことである(後述)。北川はこの事実と、伊勢大神樂を担う人びとを結び付けて考えている。太夫村にとつてきわめて重要なことと認識されていたことは確かである。しかし、そもそも、ここでいう太夫村の人びとを伊勢大神樂の担い手と同一視できるのかという疑問が残る。

近年、『桑名石取祭総合調査報告書』によつて石取祭を中心に桑名の祭祀について網羅的な調査研究の成果が刊行された。⑧。そこでは、太夫村についての直接の言及はないが、「付章 資料編」に収録された史料の翻刻から、その具体的な実態を垣間見ることが可能となっている。この史料を用いて、御車祭と太夫村の関係について検討する。

(一) 御車祭での役割

現在の桑名の祭祀といえは、二〇一六年にユネスコ無形文化遺産に記載された「山・鉾・屋台行事」のひとつで、桑名宗社の祭祀である石取祭(国指定重要無形民俗文化財)が知られている。だが、石取祭は桑名宗社の「例祭」と位置づけられていない。例祭は、八月十七日の桑名神社例大祭である前期桑名祭(比与利祭)と、九月十八日の中臣神社例大祭の後期桑名祭(御車祭)が別に存在していた。太夫村が奉仕したのは後者である(以下、「御車祭」と表記)。

御車祭とは、桑名の町が南市場と北市場に分かれて、「御車」と呼ばれる山車を二基出す祭礼である。鬼頭秀明は、これが濃尾平野で中世以降に見られる大山と車樂がセット(もしくは車樂だけ独立した)山車祭礼の系統であり、「御車」は車樂にあたりと位置づけている。以下、鬼頭(二〇〇六四二三〜四二七)を基に紹介する。

御車祭は、七月晦日に、両大手の橋詰などに注連竹を立てるところから始まった。⑨。同月一日に御車二基が組み立てられ、十六・十七日には南・北市場はそれぞれの祭寺である光明寺・浄土寺などで、御車で音楽が奏される「試楽」が行われた。

翌十八日には御車祭の中心となる行事は昼過ぎから、桑名春日社の楼門上で矛渡の儀式がある。北市場、南市場の順

に社人に矛が渡される。その後、御車の渡御がなされるが、このとき武者姿で警固する者たちがいた。

明治期の史料になるが、御車祭の詳細が記されている『桑名神社中臣神社縁起鈔』によれば、桑名春日社が勧請された時に、「上野村」の禰宜である若太夫・二太夫(市太夫)が供奉した故事に基づいて、禰宜二人と武者姿の十数人が警固として参加するという。⑩。さらに、町奉行所で酒を振舞われ、御車祭の神事終了後に、領主から太刀(太刀代)を受けるなど、特別な待遇を受けた。

この史料では、禰宜は「上野村」と記されているが、江戸期の史料を通覧すると、表2のようになる。5〜7は同一人物(長円寺住職の義道)の著作なので、それを考慮すると「太夫村」とする記述が多い。これは若太夫・市太夫は、太夫村が上野村から独立して以降は、太夫村神主となっていたためだろう。にもかかわらず、「上野村」という表記があるのは、次に紹介する御車祭の由緒を記した「春日勧請文」の影響を受けた史料があるためと考えられる。

永仁年間(一二九三〜一二九九)に春日大明神が勧請されたというのは、桑名の旧家である味岡家に伝わったとされる「春日勧請文」という古文書の由緒に基づいている。

【史料7】

敬奉勧請 春日大明神永仁四年丙辰八月從桑野奈良^{江上}

表2 御車祭への供奉

番号	西暦	和暦	史料名	記載
1		慶長～元禄	「桑名袖野山浄土寺之地考」 〔『豊秋雑筆』所収〕	西別所外田上野村
2	1752	宝暦2年	『勢桑見聞略志』	太夫村 毛利若太夫山本市太夫
3	1785・1786	天明5・6年	『真了房日記要用書抜目録』	太夫村
4	1796	寛政8年序	『桑名旧記』(四)	太夫村
5	1798	寛政10年成立	『桑府名勝志』卷之二	上野村(若太夫市太夫)
6	1802～1804	享和2年序 文化元年奥書	『久波奈名所図会』中巻	上野村(山本市正一族)
7	—	—	『統庵隨筆』一	上野村(若太夫、市太夫)
8	1806	文化3年成立	『繪本名物桑名時雨蛤』巻中	太夫村(農人)
9	1824	文政7年	『文政六年国替記』	大夫村神主
10	1833	天保4年完成	『勢陽五鈴遺響』	上野及大夫
11	1835	天保6年序	『桑名志』巻之十四	大夫村ヨリ百姓十六人 伊豫大和

※「付章 資料編」 桑名市教育委員会編 『桑名石取祭総合報告書』 桑名市教育委員会、2006年
を基に作成

野村^一、二人差遣則伊賀越^二供奉御幣帛於桑部村一夜奉
成鎮座其後於升田村構御旅所奉遷御幣帛也其時桑野之地
主三人罷出拝迎八月十八日奉遷三崎大明神之御宝殿奉仰
天下泰平国土安全在所長久万民豊樂宗廟神也仍旨趣如件
 賀 左京進
 永仁四年丙申年八月十八日 星野 慶元 各在判
 味岡 平内^①

内容を見ると、奈良の春日大明神を上野村の若太夫・市太夫を遣わして勧請し、八月十八日に地主三人(賀、星野、味岡)によって三崎大明神の御宝殿に奉遷してきたというものである。この日付は前述の御車祭の祭日にあたり、この祭礼が桑名への奉遷の再演との認識があったことを示している。この古文書の原本はすでに失われているため確認ができないが、引用したものは干支に誤りがある。内容についても史実とは言い難いことから、すでに江戸期の段階で「偽作」とされてきた^②。しかし、地誌に繰り返し引用され、この記載を根拠に太夫村の供奉が継続していたことからわかるように、祭礼を担っていた桑名の町年寄は、權威の拠り所としていたと考えられる。

(二)「具足」という問題

神事警固の最も重要な側面は、武者姿という扮装にある。

それは単なる武装という意味合いだけではなく、宗教的・儀礼的な意味も担っていた。御車祭という具体的な文脈においては、春日大明神の勧請という起源の再演の構成要素であった。しかし、彼らは武士ではなく、神職と百姓であったため、身分についての問題が祭礼の場でも生じていた。

『桑府名勝志』(寛永十「一七九八」年)によれば、具足十五両は松平隠岐守(定行)が寛永六年に寄進、長刀十五振は元々城中より借用していたが、寛永三(一六二六)年に「宮通産子」(氏子)が寄進したという。

『文政六年国替記』は、原題・作者ともに不明だが、文政六(一八二三)年から天保二(一八三一)年までの桑名藩領に出された触を写したものとされる。この文政七(一八二四)年の記述に次のようにある。

【史料8】

一 八月十八日春日御祭礼ニ付大夫村神主出勤之節、御先代者鐘為持不申候処、当年より右之節鐘為持候様奉願候、然ル所御上之思召ニ者全昧神職たる者之為持道具ハ打物ニ可有之筈、打物之儀此度願出候ハ、何角之御願も有之六ヶ敷候得共、鐘之儀ハ神職之為持道具ニ無之従外一向論無之儀ニ付、御上ニ茂御頓着無御座候由ニ而願之通被仰付候ニ付、当年より右之節鐘為持申候一御先代者八月十八日大夫村具足着江町奉行御用番ニ而

御酒被下候処、御当代ハ御役所丸之内ニ付具足着用之者ハ御城内江難入殊ニ御郡代御宅と申候而者所々防り候事ニ付、当年より相改御酒之替りとして料ニ而弍百文ツ、毎年被下候様相成候^③

太夫村の神主が、御先代(松平忠堯)は鐘を持つようにいわなかったのが当年からは持たせるようにしてほしいと願い出たところ、神職が持つ道具は「打物」(武具)であり、鐘は神職が持つものではなく特段の議論もないうえ、「御上」(現在の領主)もこだわっていないため、当年よりは鐘を持たせるようになったという。

さらに、御先代は太夫村の者が具足を着て町奉行の御用番として酒を下されたが、御当代(松平定永)は、丸之内であるため、具足着用のもは城内に入りづらいため、当年より改めて、酒ではなく二百文を渡すこととなった、とある。

この具足着用については、翌年の「八月十八日」にも「御祭礼之節大夫村具足着出勤之儀」の記載がある。おそらく前年のような武装して町奉行へ行くことを良しとしない意向があったためと思われる、具足の着用については五年間中止にしてほしいと願い出たが、町年寄が旧例についてその内々のご意向まで申し上げたため、お聞き入れなされなかったため、例年通り、出勤した、とある。

そもそもそれが願い出たものなのか、どのような意向だ

つたのか明記されていないため、意味が完全には理解しづらい。しかし、近世の都市祭礼は、領主との関係の上に執行されているという性格が強く（久留島 一九八六）、町年寄側もそれに従いながら枠内で時に「旧例」を守るように交渉したと考えられる。

ここまで、御車祭における神事警固の実態を確認してきた。この祭礼が元々は町年寄といった旧家によって執り行われるという性格が強いものであったことは、「春日勧請文」からも伺うことができる。太夫村（上野村）の供奉は桑名への春日大明神の奉遷を再演するために必要とされた存在であった。しかし、藩による祭礼の管理が強くなっていくに従って、武者姿という性格が問題視されることもあった。

そして、ここまで見てきたように、祭礼へ奉仕していたのは、史料上確認できる範囲では、太夫村神主二人が中心で、「百姓」が動員されていた。つまり、伊勢大神楽の担い手と直接結びつけることは難しい。太夫村の人びとと伊勢大神楽と考えてしまうのではなく、太夫村内部の構成や周辺の村との関係を十分に意識しておかなければならない。

一方、太夫村の太夫たちは太夫村神主・支配頭の配下である増田神社の社職（社人）として位置付けられ、吉田家の許状や太夫名を名乗り続けていることから神職に準じる身分であったことが確認できた。

彼らは遅くとも十九世紀初頭には「仲ま」と認識されるような組織を形成し、「社株」の特権を十二人（家）で保持していた。この組織は、幕末には吉田家の支配を離れるため、支配頭と交渉することもあったが、宗教的・政治的に支配頭との関係を崩さないような配慮が見られた。個別にも藩との関係をもつ山本家、毛利家を通じて、必ずしも毎回受け入れられるとは限らなかった。「御領主表太神楽執行」を継続したという意図があったと考えられる。

ただ、本稿では桑名藩内における寺社支配といった枠組みや、太夫村を含む地域社会のなかでの位置づけが不十分であった。太夫村も、百姓や津島御師手代といった多様な身分の人びとによって構成されていたことが伺えるため、実態を明らかにすることも求められる。さらに各地の伊勢大神楽の拠点との共通性や差異、連動の問題も踏まえて歴史的に検討する必要がある。

最後に付け加えておけば、明治以後に、支配頭がいなくなり、その政治的な役割は幕藩体制の崩壊とともに意義を失ったが、増田神社の祭祀を担う宗教的な役割は依然、求めら

おわりに

最後に、本稿での成果を、支配頭と太夫組織それぞれから整理してみたい。

まず、太夫村の神主家は、山本（市太夫）家、毛利家、山谷家があり、少なくとも明治期まで存続していた。分村時に領主により庄屋が津島御師手代の師職支配と伊勢大神楽の神楽支配を兼ねて、草分けの山本十右衛門、山本市太夫が任じられた。このうち、伊勢大神楽支配頭は山本市太夫家と毛利家が務めた。もともと神主・山本家は庄屋と神楽支配（支配頭）を兼ねていたが、遅くとも文政期には神主だけとなる。

さらに山本家は桑名藩から城内稻荷社の祈禱を依頼され、毛利家は桑名城守護の富士浅間社の祭祀を担っていた。両家は御車祭にも神事警固として奉仕していたが、これは春日桑名社の勧請を再演するために求められたものであった。しかし、桑名藩の管理が強くなるにつれ、「具足」の姿が問題視されることもあった。また、これまで、御車祭の供奉は太夫村の起源と関わるので、伊勢大神楽の関係も想定されていたが、史料上、神主以外は「百姓」と記されているので、太夫たちと直接結びつけられるのかは留保すべきであることが明らかにになった。

れていた。祭祀を神職に依頼することは続いていき、途絶えた時期もあったが、これが現在の神講へと至っている。この問題は、近代以降の宗教政策や芸能統制の中で伊勢大神楽がどのように継続のための戦略を取ったのかというテーマのひとつとして別稿で論じたい。

《付記》

本稿の執筆にあたって、伊勢大神楽講社の方々に多大なご協力を頂戴した。特に山本源太夫師、森本忠太夫師には所蔵されている史料を閲覧させていただいた。記して感謝いたします。

註

- (1) 広い視野での位置づけは、本田（一九六二）や中村（一九八二）が試みている。
- (2) 吉田（一九九五）、高埜（一九八九）、高埜編（二〇〇〇）、西田（二〇〇二）ほか。
- (3) 「歴史の蔵 デジタル化資料」[<https://kuwana-library.jp/archives/digital.html>]（二〇二二年六月二〇日閲覧）
- (4) 現在は、桑名市外に居住しているものもあるため、山本源太夫、森本忠太夫、山本勘太夫で回している。「昭和十二

年／社中」と墨書された木製の岡持ちにお供えで使用する瓶子や皿が入っているが、神講が終わると次回の頭屋が持ち帰る。頭屋は毎月一日、十五日にお祭りをしていたが、今は山本源太夫が担っている。境内の掃除も担当していたが、桑名の人にお願しているという（森本忠太夫師、二〇一四年十二月二十三日聞き取り）。

(5) 八幡宮は、明治四十年代に現在の西桑名神社に合祀されたが、戦後に復祀した。

(6) 「伊勢方太神楽差出候書付」菊池駿助、司法大臣官房庶務課編『徳川禁令考 前聚第五帙』吉川弘文館、一九三二年、三十一―四頁。

(7) 三河の大神楽の拠点の一つである宿村の記録「乍恐書上申候大神楽職之事」（文化十年）による（小坂井町誌編纂委員会編 一九七六 六一―九一六二六）。

(8) 山本源太夫家蔵（北川 二〇二二七）。

(9) 「太神楽由緒書写」「連中取締之事」といった太夫家史料のほか、「久波奈名所図会」「神風北勢往古記」「勢桑見聞略志」といった地誌も、山本が佐々木となったり、石橋が大塚となったりといった名字の変化はあるものの人数は変わらないう。なお、現在の伊勢大神楽講社に属している石川源太夫は阿倉川系の太夫名であり、加藤菊太夫は明治以降に登場した太夫名であるため、ここには登場しない。

本伊豆」が明記されている。

(16) 『桑府名勝志』北勢史談會郷土資料刊行部、一九五三年（桑名市立図書館蔵）。

(17) 「明治4年 神社取調帳 伊勢国桑名郡」（三重県明治期県庁文書1359―1―7、三重県総合博物館蔵）。

(18) 義道、久波奈古典籍刊行会編『影印校注 久波奈名所図会中巻』久波奈古典籍刊行会、一九七七年、一七六頁。

(19) 同前、一四二頁。

(20) 「出家山伏人別差出二付、公儀御触書回状写」（寛政二年）のなかに登場する「十一 伊勢 不動院」か（宮家 二〇〇六二一〇）。

(21) 名乗りの変化から、吉田家配下になったことが想定できる。

(22) 『久波奈名所図会』では太夫村神主の管理下にある神社は村外には確認できない。

(23) 「付章 資料編」桑名市教育委員会編『桑名石取祭総合調査報告書』桑名市教育委員会、二〇〇六年、五〇八頁、傍線部引用者。

(24) 『桑名市史 補編』には、「如意宝珠并神鏡」の項で、「明治初年神仏分離の際、当時長寿院は鎮国大明神の別当であったので、城内の吒呎尼尊天（稲荷）、弁財天、八天狗、定綱公持仏鶴地藏尊、定信公地藏尊等三社は同寺に分離奉祀したが、昭和二十年の戦災に焼失し、弁財天の如意宝

(10) 「太神楽由緒書写」（文化三「一八〇六」年、伊勢大神楽講社保管）に他の太夫より小さな字で書かれている。亀岡市文化資料館編（二〇〇九 一一）掲載の昭和三十年写の写真参照。

(11) 山本源太夫家蔵（北川 二〇二二 五―六）。

(12) 三重県北部・中部の獅子舞に影響を与えた「四山の獅子舞」（椿大神社、伊奈富神社、都波岐宗加等神社、久久志美神社の各獅子舞のこと）を中心として十二の神社から獅子舞が集まる、伊奈富神社の稲生祭（三年に一度、三月一―三日に行われた）のことである（北川 二〇〇〇）。

(13) 太夫村については、金原（二〇〇八）による津島御師研究の中でも取り上げられている。実際に檀那廻りに従事した庶子禰宜と手代のうち、手代三〇人あまりが太夫村に居住していたことを指摘するが、伊勢大神楽との関係は不明と述べている。

(14) 『桑名市史』には太夫村の分村時には戸数四十二軒で神楽家十二、津島御師手代三十とされている（近藤編 一九五九 七四〇）。

(15) 『桑内雑書全』（年代不詳。文政六年以降）桑名市教育委員会編『桑名藩史料集成』桑名市教育委員会、一九九〇年や、柳本七左衛門『桑名藩御領分郷村案内帳』（一八二九、桑名市立図書館蔵）は庄屋「弥次兵衛」「英十郎」、神主「山

珠（直径約六センチ、珠型外被一〇センチ）神鏡のみを残存する」としており、傍証となる（近藤編 一九六〇 五一〇）。

(25) 『勢桑見聞略志』桑名郷土誌叢書、第一巻、一九五四年。

(26) 元門『定綱公御旧式書留相残分』（桑名市立図書館蔵）。

(27) 『桑府名勝志』（前掲註16）。

(28) 『桑名志』桑名郷土誌叢書、北勢史談會郷土資料刊行部、一九五三年（桑名市立図書館蔵）。

(29) 『久波奈名所図会 影印校注中巻』（前掲註18）。

(30) 『伊勢国桑名郡上野村明細帳』（X 56―1―11―6、徳川林政史研究所蔵）。

(31) 上野地区の富士山の斜面に所在する上野神社の額では祭神を「建御雷之男神／斎主神／天兒屋根神／姫大神／大山津見神／木花咲耶比売命／天目一箇命」としており、富士浅間社が合祀されたことがわかる。近年の伊勢地域の富士信仰の研究との関連も想定される（荻野 二〇二〇、堀内 二〇二一）。

(32) 森本忠太夫師、二〇二二年十二月二十四日聞き取り。

(33) 伊勢大神楽講社保管森本太夫伝来文書、傍線引用者。

(34) 『桑名藩御領分郷村案内帳』（前掲註15）。

(35) 「太神楽由緒書写」（前掲註9）にも「京都吉田之支配也」として、「桑名上野組」「阿倉川組」の太夫たちが書き上げ

られている。

- (36) 吉田家の組織化がすまなかつた障壁としてあげられた、「上京して官位や許状を得るため費用が多かかると」(高登一九八九 九九)といった点も影響していたらう。

- (37) 『桑名石取祭総合調査報告書』(前掲註23)。
- (38) 『桑名志』(前掲註28)。

- (39) 『久波奈名所図会』(前掲註17)、四七頁の御車祭の図も、武者姿のものが描かれている。

- (40) 三崎民樹『桑名神社中臣神社縁起鈔』一八九一年、四八、四九頁(桑名市立図書館蔵)。

- (41) 『影印校注 久波奈名所図会上巻』(前掲註18)、一六九、一七〇頁。

- (42) 三崎民樹『桑名神社中臣神社縁起鈔』(前掲註40)によれば、明治十九年(一八八六)に焼失したという。

- (43) 『桑名志』(前掲註28)。

- (44) 中野(二〇一四)は、被差別民の祭礼奉仕について、元々、武力による祭礼警固を期待したことから、次第に「先払い」という宗教的な側面が強調されることを指摘しているが、そういった過程も想定できるかもしれない。

- (45) 『桑府名勝志』(前掲註16)。

- (46) 『桑名石取祭総合調査報告書』(前掲註23)、四六〇頁。

- (47) 『桑名石取祭総合調査報告書』(前掲註23)、四七七頁。

二〇〇二『伊勢大神楽の“こんびら講”』、『ことひら』第七号 金刀比羅宮

二〇一〇「関東における大神楽事情」幡鎌弘編『近世民衆宗教と旅』法蔵館

二〇二二『伊勢大神楽と南大阪』『地域学研究』第二号 南大阪地域学会

鬼頭秀明 二〇〇六「第十二章 桑名石取祭の成立と発展」桑名市教育委員会編『桑名石取祭総合調査報告書』桑名市教育委員会

久留島浩 一九八六「近世における祭りの「周辺」」『歴史評論』四三九

小坂井町誌編纂委員会編 一九七六『小坂井町誌』小坂井町近藤空編 一九五九『桑名市史 本編』桑名市教育委員会

鈴木昂太 編 一九六〇『桑名市史 補編』桑名市教育委員会 二〇一九「中近世における地方神職の組織と階層―備後奴可郡の事例―」『総研大文化科学研究』第二五号 総合研究大学院大学文化科学研究科

鈴木武司 一九九九『伊勢大神楽探訪』私家版

高整利彦 一九八九『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会

二〇一五「本山・本所・頭支配の勧進の宗教者」島蘭 進ほか編『シリーズ日本人と宗教4 勧進・参詣・祝祭』春秋社

- (48) 『桑名石取祭総合調査報告書』(前掲註23)、四七七頁。
- (49) 伊勢大神楽の近代については、拙稿(二〇一九)で問題提起している。

参考文献

朝倉治彦校注 一九九〇『人倫訓蒙図彙』平凡社

安濃津三郎 一九六四『桑名太夫村聞書』伊勢民俗学会編『伊勢民俗』第七の3・4

荻野裕子 二〇二〇『伊勢における十七世紀の富士講と富士参詣』京都民俗学会編『京都民俗』第三八号

金原佳子 二〇〇八「近世伊勢国の津島御師と天王信仰―『伊勢檀家覚帳』を中心として―」神道宗教学会編『神道宗教』第二二号

亀岡市文化資料館編 二〇〇九「第25回春季特別展 春の丹波に獅子が舞う 諸国をめぐる伊勢大神楽」亀岡市立文化資料館

北川 央 一九九九『伊勢大神楽の展開―檀那場の形成をめぐる―』『宗教民俗研究』第九号 日本宗教民俗学会

二〇〇〇『伊勢大神楽―その成立をめぐる―』横田冬彦編『シリーズ近世の身分的周縁2 芸能・文化の世界』吉川弘文館

編 二〇〇〇『シリーズ近世の身分的周縁1 民間に生きる宗教者』吉川弘文館

中野洋平 二〇一四「祭礼警固から先払いへ―神社祭礼と被差別民をめぐる予備的考察―」『世界人権問題研究センター研究紀要』第一九号

中村茂子 一九八一「大神楽の発生と展開および萬歳周辺の芸」中村茂子・三隅治雄編『大衆芸能資料集成2 祝福芸2 大神楽』三二書房

西田かほる 二〇〇二「近世在地社会における芸能的宗教者」『歴史評論』六一九

藤谷 彰 二〇〇四「近世中・後期の桑名藩年貢政策―奥平松平氏を事例に―」『地方史研究』第五四卷六号

佛教学アジアカ文化情報研究所編 二〇〇八『佛教学アジアカ文化情報研究所写真集 国指定重要無形民俗文化財 伊勢大神楽』佛教学アジアカ文化情報研究所 一九八三『日本歴史地名大系 第二四卷 三重県の地名』平凡社

堀田吉雄 一九五三(二〇〇二)『伊勢大神楽 太夫村の獅子舞』『伊勢民俗 復刻合冊』第三号 伊勢民俗学会

編 一九六九『伊勢大神楽』伊勢大神楽講社

堀内 眞 二〇二二『伊勢志摩の富士信仰』『山梨県立富士山世界遺産センター研究紀要 世界遺産 富士山』第五集

本田安次 一九六一(一九九三)「桑名太夫町の伊勢大神楽」『本田安次著作集 日本の傳統藝能 第一巻 神楽Ⅱ』錦正社

松本勇介 二〇二〇「江戸時代の吉田家のいわゆる「神道啓状」と「神道之状」について」『國學院雑誌』第二二二巻第四号

黛 友明 二〇二二「神事芸能とその実践―伊勢大神楽講社加藤菊太夫組の事例から―」『待兼山論叢』第四六号 大阪大学大学院文学研究科

二〇二四「芸能・共同体・関係性―伊勢大神楽の事例を通じて―」『大阪大学日本学報』第三三号 大阪大学文学部・大学院文学研究科

二〇一九「研究例会報告要旨 伊勢大神楽と「遊芸稼人」の時代」『地方史研究』第六九巻第六号

宮家 準 二〇〇六「近世修験道の地域的展開と神社―東海地方を中心として―」『日本仏教総合研究』第四巻

村上紀夫 二〇〇一「研究動向 横田冬彦編『シリーズ近世の身分的周縁と芸能文化の世界』」『藝能史研究』第一五四号

吉田伸之 一九九五「芸能と身分的周縁」『部落問題研究 部落問題研究所紀要』一三二 部落問題研究所